

第 1 章 調査概要の整理

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度で、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針および実現化方策を明確にし、行政と住民の協働によるまちづくりの推進に向けた指針となる市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画です。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 策定の背景と目的

本市では、平成13年5月に「尾花沢市都市計画マスタープラン」を策定し、令和2年度（2020年度）を目標年次として都市計画に関する施策を推進してきました。また、策定から13年余りが経過した平成27年3月には、社会情勢および本市の状況変化への対応や平成23年3月に策定した「第6次尾花沢市総合振興計画」に基づいた計画とするために、都市計画マスタープランの見直しを行いました。

前計画の目標年次である令和2年（2020年）を迎え、急激な人口減少・少子高齢化や既存集落の衰退、中心市街地のにぎわい喪失、空き家の発生による市街地の空洞化など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。また、上位計画となる「第7次尾花沢市総合振興計画」の策定を踏まえ、長期的な視点に立つとともに、東北中央自動車道の開通や将来的な国道347号の24時間通年通行といった都市構造の変化等を踏まえ、今後の都市全体の将来像や土地利用、交通体系等のあり方について総合的な方針を定めることを目的として尾花沢市都市計画マスタープランを見直し策定しました。

3. 計画の位置づけ

尾花沢市都市計画マスタープランは、「第7次尾花沢市総合振興計画」に掲げる将来像を踏まえるとともに、さらにその先を見据えた将来像を実現していくために必要となる都市計画の基本的な方向を明確にします。

この計画は、「尾花沢市国土利用計画」に即し、尾花沢市地域防災計画、尾花沢市空家等対策計画、尾花沢市公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら、社会経済情勢の変化や時代の潮流等を踏まえ策定するものです。

個別のマスタープランや市の定める都市計画などは、今回定める「尾花沢市都市計画マスタープラン」に即して行うものとなります。

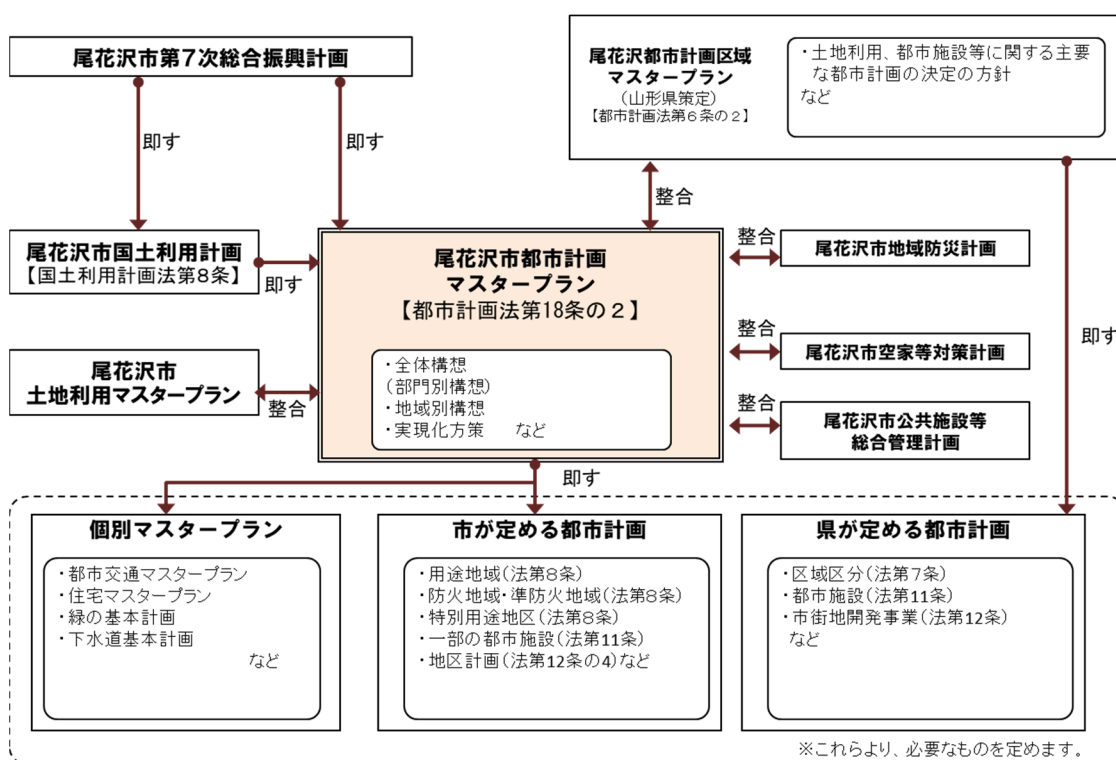
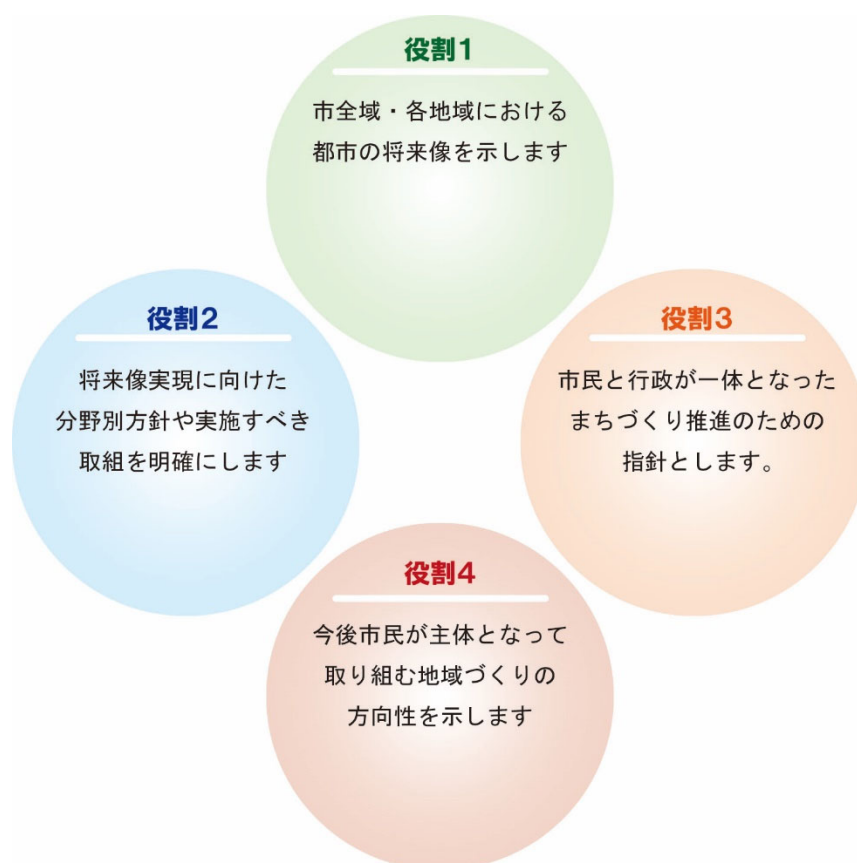


図 都市計画マスタープランの位置づけ

4. 都市計画マスタープランの役割

都市づくりを進めていくにあたっては、市民と行政が共通の目標を持って、明確な役割分担のもとでそれぞれが実施するべきことに取り組むことが大切です。また、地域それぞれにおいて異なる魅力や課題、歴史、文化、風習、地域コミュニティを有しており、地域特性を踏まえた地域独自の将来像を示すことが大切です。特に、地域のまちづくりは空間（ハード）とそこにいる人々の生活や活動（ソフト）が一体となり実現するものです。そのため、地域をよく知る地元の人々が主体となって地域づくりを進めていくことが重要です。

以上から、尾花沢市都市計画マスタープランは下に示す4つの役割を担います。



5. 対象区域と目標年次

1) 対象区域

本市の都市計画区域は、中心市街地である尾花沢地区の一部に留まりますが、都市計画区域外に多くの集落が点在しています。地域それぞれの特性を踏まえ、地域それぞれのまちづくり方針を示すことが重要であることから、市全域を対象区域とします。

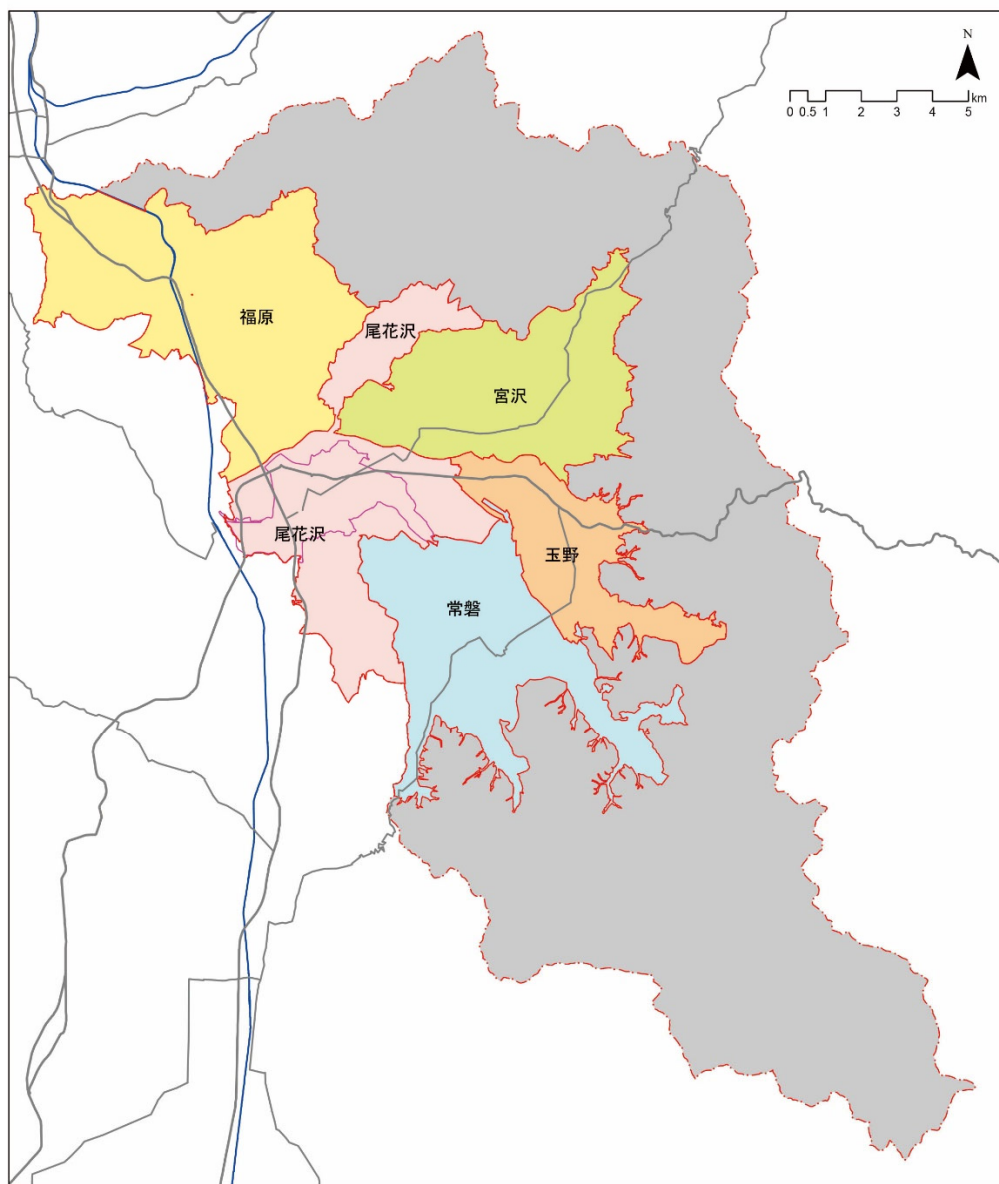
2) 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、基準年次を令和3年（2021年）とし、19年後の令和22年（2040年）を目標とします。また、上位計画である第7次総合振興計画の目標年次が令和12年（2030年）であるため、同年を中間年次とし、新たな総合振興計画策定時にはそれに合わせた見直しを検討します。

6. 地域区分

地域別構想策定にあたっての地域区分は、地形的特性や歴史、文化、風習、地域コミュニティの形成状況等を考慮し、現在の市制以前の町村単位を基本とします。

但し、地域別構想は各地域の魅力や課題を踏まえ、各地域における居住者の生活をよりよくするための地域別整備方針を示すものであるため、国勢調査小ゾーンにおいて人口が0人となっている山林部分については地域別構想の対象地からは除外します。



凡例

- 主要道路
- 鉄道
- 地域区分
- 地域別構想の対象外
- 都市計画区域
- 尾花沢市

図 地域区分